

網走市レインボーガイドブック

誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまちを実現するための
職員向けガイドブック



令和5年3月
網走市

目次

1	はじめに	1
2	多様な性についての基礎知識	2
	（1）性の構成要素	2
	（2）「LGBT」と「SOGI」	3
	「LGBT（エルジービーティー）」	3
	「SOGI（ソジまたはソギ）」	4
	（3）カミングアウトとアウティング	5
	カミングアウト	5
	アウティング	5
	性のあり方について打ち明けられた時には	6
	（4）当事者の方が抱えている困難	7
3	来庁者への配慮・対応について	8
	（1）窓口・電話での対応	8
	（2）申請書・アンケート等における性別の取り扱い	9
	（3）施設の整備に関する注意点	9
	（4）防災・災害時の注意点	10
4	職場内での配慮・対応について	11
	（1）職場内での言動・ハラスメントへの注意	11
	（2）相談への配慮・対応	12
5	学校における子どもへの配慮・対応について	13
6	私たちが今からできること	14
	【参考】多様な性に関する相談窓口	15
	○ 性的マイノリティ専門窓口	15
	○ 心とからだの健康相談	15
	○ 人権相談	15
	○ 職場におけるセクシュアルハラスメント相談	16
	○ 法的トラブルに関する情報提供	16

1 はじめに

当市では、「第3次網走市男女共同参画プラン」に基づき、「誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち」を実現するため、取り組みを進めています。このような社会を実現するためには、すべての人がお互いの個性や人格、多様性を尊重しながら助け合い、支え合って暮らしていくことが大切です。

しかし、生物学的な性と性自認が一致しない方や、同性愛者・両性愛者など、性的マイノリティの方々には、男女で分ける考え方や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解不足や、環境が整えられていないことなどから、偏見の目を向けられたり、嫌がらせや差別的な扱いを受けたりすることがあります。

「誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち」を実現するには、家庭、学校、企業、地域社会など、あらゆる場所で多様性の尊重に係る意識醸成が必要です。

本ガイドブックは、その一環として、数多くの市民の皆さんと接する市職員を対象とし、多様な性のあり方について知り、理解を深めることを目的に作成しました。このガイドブックをきっかけに、多くの方が性の多様性について理解を深め、お互いのことを尊重できる職場づくりに活用していただけますと幸いです。

なお、本ガイドブックは、今後の社会情勢などの変化に応じて見直しを行うこととします。

2 多様な性についての基礎知識

性は、「出生時の生物学的な性」によってのみ決まるわけではなく、また、誰もが「男性」と「女性」のいずれかに当てはまるわけでもありません。

「性の構成要素」や、「LGBT」、「SOGI」という言葉を知り、多様な性への理解を深めましょう。

(1) 性の構成要素

性は、次の4つの要素の組み合わせによって決まると言われています。

身体の性 ～生物学的な性～	出生時の生物学的な性のことで、戸籍に記載されている性別
性自認 (Gender Identity) ～心の性～	「私は女である」、「私は男である」など、自分がどの性別であるか、またはないかという自身の認識（自身の生物学的な性と一致しない場合もあり）
性的指向 (Sexual Orientation) ～好きになる性～	恋愛感情や性的な関心が主にどの性に向いているか、または向かないかという概念（自身の生物学的な性と一致しない場合もあり）
性表現 (Gender Expression) ～表現する性～	服装や言葉遣い、立ち居振る舞いなど、社会に向けて自分の性をどのように表現しているか

一人ひとりに個性があるように、4つの要素の組み合わせや、その程度も、一人ひとり異なっています。そのため、性のあり方もさまざまです。

身体の性（生物学的な性）

女	男
---	---

性自認（心の性）

女	男
---	---

性的指向（好きになる性）

女	男
---	---

性表現（表現する性）

女	男
---	---

(2) 「LGBT」と「SOGI」

「LGBT」や「SOGI」は、多様な性に関わってよく使われる言葉です。

「LGBT（エルジービーティー）」

「LGBT」とは、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー」の頭文字をとった言葉です。性的マイノリティ（性的少数者／セクシュアル・マイノリティ）の総称として用いられることがあります。

【性的指向によるもの】

レズビアン (Lesbian)	性自認が女性で、性的指向も女性の人
ゲイ (Gay)	性自認が男性で、性的指向も男性の人
バイセクシュアル (Bisexual)	性的指向が男性、女性の両方に向いている人



【性自認によるもの】

トランスジェンダー (Transgender)	身体の性と性自認が不一致の人
----------------------------	----------------

上記以外にも、さまざまな性のあり方があるため、性的マイノリティを「LGBTs（エルジービーティーズ）」や、「LGBTQ（エルジービーティーキュー）」、「LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）」などと表すこともあります。

【そのほかの性のあり方（一例）】

エックスジェンダー (X-gender)	性自認を男性・女性のいずれかと明確に認識していない人
クエスチョニング (Questioning)	自分自身の性を決められない、または決めない人
アセクシュアル (Asexual)	恋愛感情や性的関心・興味が生じない人
ヘテロセクシュアル (Heterosexual)	性的指向が異性に向く人
シスジェンダー (Cisgender)	身体の性と性自認が一致している人

異性が好きなことや、身体の性と性自認が一致している場合にもそれぞれ名前があります。

「SOGI（ソジまたはソギ）」

「SOGI」とは、恋愛感情や性的な関心としてどちらの性に魅力を感じるのかという「性的指向（Sexual Orientation）」と、自分自身がどの性別かという「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとった言葉です。いずれも、誰もが持つ性の要素であるため、すべての人の性の特徴を2つの視点から包括的に表す考え方として用いられます。

例えば、「自分は男性と認識していて、女性に魅力を感じる」、「自分は女性と認識していて、女性に魅力を感じる」、などと、自分の性を「性的指向」と「性自認」を使って表すことができ、すべての人が多様な性のあり方を当事者としてとらえるための考え方として広まっています。

また、性表現（Gender Expression）を加えて「SOGIE（ソジーまたはソギー）」と表すこともあります。

【どのような性のあり方も SOGI で表すことができます-あなたの SOGI は?-】

身体の性：男

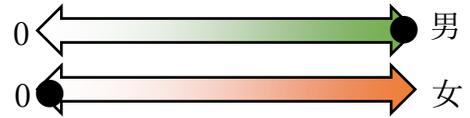


ヘテロセクシュアル（異性愛者）で、シスジェンダー（身体も心も男）のAさん

SO（性的指向）：女性が好き
（男性には興味がわからない）



GI（性自認）：私は男性
（女性だと思ったことはない）



身体の性：男

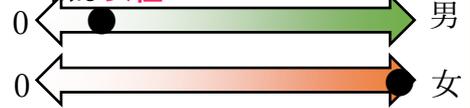


バイセクシュアル（両性愛者）で、トランスジェンダー（身体と心の性が異なる人）のBさん

SO（性的指向）：
女性も男性どちらも好き
どちらかというとな性が好き



GI（性自認）：
少し男性の面もあるけれど
私は女性



性的指向や性自認は、自分の意思で変えることはできません。また、医学的な治療によって変えることができるものでもなく、そのような必要がある事柄でもありません。

自分自身の性をどう認識するか、どの性に関心を持つかは、個性の一つです。このため、性のあり方は一人ひとり異なること、多様であることを十分に理解した上で、「個人」として尊重することが大切です。

(3) カミングアウトとアウトティング

カミングアウト

「カミングアウト」は、自身の性的指向や性自認のあり方を自覚し、それをほかの人に自分で打ち明けることを指します。

差別や偏見につながりやすい環境では、カミングアウトができず、生きづらさを感じている方もいます。しかし、カミングアウトを周囲に肯定的に受けとめてもらえれば、当事者のアイデンティティや自己肯定感の高まりにつながります。

アウトティング

「アウトティング」は、他者の性のあり方を、当事者の同意のないまま第三者に明かしてしまうことです。

アウトティングは、本人のプライバシーの侵害、周囲からの差別や偏見の助長、深刻なハラスメントなどにつながる可能性があります。

また、当事者は、明かされた情報がどこまで広まっているのか確認できないため、常に、「周りから好奇の目で見られているのではないか」、「いじめられたり、職場を追われたりするのではないか」といった不安と緊張を強いられます。

アウトティングは、精神的苦痛を与え、最悪の場合、当事者の自死にもつながります。



性的指向や性自認に関する困難は、傍目には見えにくいことが特徴です。そのため、周囲が理解を深めていくことで、本人がカミングアウトをするかしないかに関わらず、安心して生活できる環境を整えていく必要があります。

【コラム】「アライ(Ally)」とは？

「アライ」とは「味方」や「仲間」、「同盟」を意味する英単語が由来で、自分の性自認や性的指向に関わらず、性的指向や性自認に関する困難を抱える方を理解し、応援する気持ちを持った人を指します。

中には、性的マイノリティのシンボルとして世界的に普及している6色のレインボーを身につけるなどして「私はアライです」と表現する人もいます。



性のあり方について打ち明けられた時には

カミングアウトされた場合、どのように受け止めてよいかわからず困惑することもあるかも知れませんが、これまで話さなかった自分自身のことを明かすことは、とても勇気が必要なことです。カミングアウトされることは、あなたが信頼されている証と言えます。

【カミングアウトされたときに気を付けること】

伝えてくれてありがとう



相手を否定する言葉や拒絶することを避け、まずは信頼して伝えてくれたことを受けとめましょう。
※「ほかの人には言わない方がいい」と口止めすることも、本人を傷付けたり圧力になったりするのでやめましょう。

困りごとや気を付けてほしいことは人それぞれです。勝手に決めつけずに本人の希望を真摯に聞き、尊重しましょう。

また、他にそのことを知っている人はいるかなど、誰とどの程度事情を共有しているかを確認しておきましょう。

困っていることはある？



知っていた方がいいと思うんだけど、〇〇さんって実は…

アウティングは絶対にしてはいけません。

たとえ善意であったとしても、誰に・いつ・どのように伝えるかを決めるのは本人だけです。

ほかの人と情報を共有する必要があるときには、必ず本人の意向を確認しましょう。

カミングアウトされた人の孤立を防ぐことも大切です。自分の中だけにとどめておくことが難しいときは、守秘義務のある相談窓口※などを利用しましょう。（当事者の方も相談できます。）

また、職場など組織の場合は、カミングアウトしてくれた本人と、情報の共有範囲を十分に相談したうえで、必要に応じてチームを組んで対応しましょう。

※P15～16に相談窓口を掲載しています。

実は…



(4) 当事者の方が抱えている困難

性的指向や性自認に関する困難を抱えている方の割合は、民間、自治体などさまざまな機関で調査が行われておりますが、調査方法や定義などによって結果は異なります。人口の約3~10%と言われており、よく「左利きの人と同じくらい」と言われたりします。

人口の3%と仮定すると、網走市では約1,000人が性的マイノリティに該当すると言えます。

しかし、当事者の多くは「自分の性のあり方を知られることで、孤立したり差別を受けたりするのではないか」という不安から、周囲に打ち明けられずにいるので、「自分の身近にはいない、会ったことがない」と思っている方がほとんどです。

当事者の多くは、周囲の偏見や無理解により、心無い言葉を受けたり、性的マイノリティならではの壁に直面したりと、普段の生活においてさまざまな生きづらさを感じています。

【日常生活で…】

- ・トイレや更衣室など「男性」「女性」の2つに分けられたスペースでは、違和感を持つ性別のものを利用するのに抵抗がある。
- ・周囲の目が気になってトイレに行きづらいため、我慢しすぎて膀胱炎になった。

【学校や職場で…】

- ・自分の体と心の性に違和感があるので、男性・女性で分けられた制服を着るたびに苦しい思いをしている。
- ・多様な性に理解のない人に「レズだ」「オカマみたいだ」などと差別的なことを言われ、自尊心をひどく傷付けられた。

【住居に関して…】

- ・同性パートナーと同棲がしたくても、手続きに両者の親族のサインが必要な場合に、親族にパートナーとの関係を打ち明けられず、一緒に暮らすことに踏み切れない。
- ・住民票に記載された性別と異なる外見を理由に入居を断られた。

【健康や命に関わる場や別れの場で…】

- ・パートナーの入院や手術の際に、家族や血縁者でないことを理由に、手術に同意することや面会が認められない。
- ・パートナーとの死別時に、養子縁組を交わした関係にあることや、遺言状や公正証書などの用意がなくては財産を相続できない。

これらはいくまで一例です。性のあり方や感じ方の違いによって困難は一人ひとり異なるので、誰もが同じように困っているわけではありません。

3 来庁者への配慮・対応について

性的指向・性自認に関する配慮は、男女共同参画はもちろん、人権擁護の観点からも大切です。

来庁者の中には「多様な性的指向や性自認のことを想定していないのではないか」、「無理解な対応をされるのではないか」と不安を抱えている方がいます。一人ひとりの事情があり、対応方法は一つではありませんが、来庁者が安心して手続きできるようなコミュニケーションを心がけることが大切です。



(1) 窓口・電話での対応

窓口や電話では、その対応によって当事者が周囲から注目を浴びることがないか、当事者に不必要な質問をしていないか、性別への不信感をあらわにするような態度をとっていないか、などに注意しましょう。

- 性的指向や性自認などに関する基礎知識を身につける。
- 「見た目の性別」と「名前から推測する性別」が違う場合があるので、窓口では番号などで呼び出すのが好ましいが、氏名で呼ぶ場合は、フルネームではなく名字だけにする。また、同じ名字が多い場合はあらかじめ了承を得るか、どのように呼ぶか事前に尋ねておく。
- 住民票や保険証、マイナンバーカードなどの提示を求める際、書類上の性別と外見が一致しないからと必要以上に見比べる、何度も聞き直すなどを避け、普段どおりに対応する。

例) 声に出さず書類を指差して「こちらでよろしいですか」と確認する。

- 本人確認の際、住所や生年月日など、可能な限り性別以外の情報で確認する。
- 性別に関することや、パートナーが同性であることなどについての話をする場合、話し方や声量に注意する。また、申し出があった際には、個室などのプライバシーが守られる場所で対応する。
- 一連の手続きで他の窓口へつなぐ場合は、事前に本人の了承を得て引き継ぎ、何度も同じ確認せずに済むように配慮する。
- パートナーが異性であるとは限らないことを踏まえて対応する。

例) 日ごろから次のような表現を用いて対応する。

夫、妻、旦那様、奥様	→	配偶者、パートナー、お連れの方
お父さん、お母さん	→	保護者の方、ご家族の方
息子さん、娘さん	→	お子さん

(2) 申請書・アンケート等における性別の取り扱い

「男性」「女性」のみの性別記載欄についても、性別に違和感を覚える方にとっては、身体の性・性自認など、どの性別を答えるか悩む場合があります。性別の記載が本当に必要な書類か、いま一度確認しましょう。

- 国、道など市以外の機関が法令等で定めているものや、業務上、性別情報が必要な場合を除いて、申告書等の様式における不必要な性別記載欄は削除する。
- やむを得ず性別記載欄が必要な場合は、その必要性を明らかにしておくとともに、自由記載欄や男女以外の性別欄を設けるなどの工夫をする。

【男女以外の記載欄の例】			
記載例 1)	性別	①男性	②女性 ③その他
記載例 2)	性別	①男性	②女性 ③回答しない
記載例 3)	性別	()	※身体の性を記載してください

(3) 施設の整備に関する注意点

トイレ・更衣室などの利用は、誰もが使いやすいよう、どのような対応が可能か考えることが必要です。本人の意思を尊重した対応や、ほかの利用者との調整をどのように行うかについて検討しましょう。

- 既存の施設については、ハード面での対応が容易ではないため、使い方の工夫をすることで対応する。
- 新しい施設を整備する場合は、多目的トイレなど、誰もが使いやすいトイレの設置を検討する。
- 更衣室については、不特定多数の前で着替えなくてもよいように仕切りを設けるなど、個室として使えるスペースを確保する。



中には、多目的トイレなどがあっても、「どこにあるのかわからない」「身体に不自由があるわけではないのに使ってもいいのか不安」などの理由からなかなか利用できない人もいます。
施設案内に明示する、見た目にはわかりにくい困難を抱えている人が利用して良い場所であることを周知するポスターを貼るなど、あらかじめ配慮しておくことも大切です。

当事者に多目的トイレの使用のみを強制し、性自認に適した設備の使用を一切認めないとするのはかえって差別にあたるため、注意が必要です。

(4) 防災・災害時の注意点

災害などの非常時には、限られた設備、物資の中ですべてに対応することは難しいですが、高齢者や障がいのある人、持病のある人、子ども、女性、外国人などと同様に、多様な性についても可能な限り配慮する必要があります。



当事者は、他者の視線が気になって避難所などで同性パートナーと生活することができなかつたり、トイレや更衣室の利用などの行動がカミングアウトにつながったりしてしまうのではないかと、といったさまざまな不安を抱えています。

そのため、当事者には、困りごとや不安なことを相談できる人が必要です。職員は日頃より性の多様性を十分理解し、災害時のニーズについて理解を深めることが求められます。

- 相談しやすい環境を作るため、担当者が男性のみ（女性のみ）になることを避け、男女両方の職員を配置する。
- 「見た目の性別」と「名前から推測する性別」が違うために配慮を必要とする場合は、受付で通称名や呼び方をあらかじめ確認する。
- 同性パートナーの情報が伝わるよう、「緊急連絡先」などの欄にパートナーの情報を記載してもらおうなど、親族と同様に情報を入手できるよう配慮する。
- 相談や支援の際にはプライバシー保護に留意する。
- 本人の性自認に基づいて必要物資（服、下着など）を用意する。
- トイレや更衣室の利用については、設置場所や使用方法、ルールなどをあらかじめ検討する。
- 周囲の人からのアウティングを避けるため、平時から、避難所に関わる市職員以外の方々へも多様な性について周知し、理解促進を図る。

4 職場内での配慮・対応について

傍目には分からなくても、すぐそばに自分の性的指向や性自認について悩んだり苦しんでいたりする人がいるかも知れません。

誰もが働きやすい職場づくりには、差別やいじめ、ハラスメントがないことが重要です。性的指向や性自認の問題に関わらず、行為者が意図しない態度や言葉でも、相手にとってはハラスメントとなり得ることに十分注意しましょう。

職員一人ひとりが性的指向や性自認に関する理解を深め、お互いがより働きやすい職場となるような職場環境づくりが必要です。

(1) 職場内での言動・ハラスメントへの注意

性的指向、性自認に関するハラスメント（SOGI ハラ。「ソジハラ」と読む）を慎まねばなりません。

性のあり方は個性であり、差別的言動は人権侵害であること、また、当事者である職員や親族を持つ人にとっては、精神的苦痛となることに留意しましょう。



- 本人にそのつもりはなくても、何気ない態度や言葉で相手を傷付けている場合があることを理解し、十分注意する。
- 「ホモ」「レズ」「オカマ」「オナベ」などの差別的な言葉を使わない。
- いわゆる「ホモネタ」「レズネタ」など、性に関わる話題を「笑いのネタ」にしない。

【こんな言葉・行動に注意しましょう】

- ・「あの人ホモらしいよ」「あの人レズっぽいよね」
- ・「なんで彼氏/彼女（異性のパートナー）いないの？」「結婚しないの？」
→その人の性別を、見た目から勝手に判断し、さらに「性的指向は異性である」ということを前提にしています。
- ・男性職員が、宴会での出し物としてふざけて女装した。
→中には「異性の服を着ることが笑いものにされている」と感じ、傷付く人もいます。
- ・「男のくせに～だな」「女なのに～だ」
→性別規範に関する言動も、相手への価値観の押し付けとなります。

(2) 相談への配慮・対応

性的指向・性自認などに関する他の人からの発言や、職場の設備利用などの悩み事に対応するため、同僚や上司、産業医など、相談しやすい環境を作ることが大切です。また、相談を受けた同僚や上司は、プライバシーに十分に配慮しながら、何に困っているのか、どう対応してほしいのか、真摯にその人の話を聞いて、受けとめましょう。

管理職や周囲との情報共有が必要と思われる場合も、本人の希望を優先し、必ず同意を得てから適切に対応することが重要です。

- 相談を受けた際に適切な対応ができるよう、多様な性についての研修を受けるなど、職員全員が理解を深め、個人を尊重する姿勢を持つ。
- カミングアウトを受けたときは、「悩みをただ聞いてほしい」、「普段どおりに接してほしい」、「周りの人へのカミングアウトの手助けをしてほしい」など、人によって必要としている対応が違うので、勝手に判断せず、相手の話を真摯に聞く。
- アウティングは絶対にしない。カミングアウトした本人の同意なしに上司や関係部署に勝手に相談しない。
- 管理職やほかの職員との情報共有が必要な場合でも、必ず本人の意思を確認し、了承を得てから行うこと。

5 学校における子どもへの配慮・対応について

平成 27 年 1 月に北海道教育委員会より「性同一性障害の理解のために」、平成 28 年 4 月に文部科学省から「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が発出され、児童・生徒に対する具体的な支援の事例について示されています。

多感な時期の子どもたちにとって、性的指向や性自認に関するいじめや差別は、不登校や自死へとつながる恐れがある重大な問題です。教育現場で気を付けるべきことは多々ありますが、特に次の 3 点を最優先に遂行することが望ましいとされていますので、学校や関係機関などと連携して対応することが大切です。

（1）性的指向・性自認に基づくいじめを許さない体制づくり

教育現場トップのリーダーシップのもと、全ての教職員が、性的指向や性自認に関わる差別・いじめを許さない姿勢を示すことが重要です。

子ども本人が、自らの性的指向や性自認について悩んだときに、教職員に悩みや心配を安心して相談できるような信頼関係を築きましょう。

また、子どもが性的指向や性自認に関する正確な情報を得られる環境作りや、当事者への配慮と丁寧な対応に努めましょう。

（2）教職員の理解促進

教職員の誤った指導によって事態が深刻化することもあります。子ども本人や保護者などからの相談や悩みに適切に対応できるよう、研修などにより多様な性に関する正しい認識を持つようにしましょう。

（3）子どもが性的指向・性自認について相談可能な場の確保

スクールカウンセラーや養護教諭など、家庭のほかにも自らの悩みを相談できる場所を確保しましょう。学校内だけでの相談体制確保が難しい場合もあるため、地域や公的機関の相談窓口を案内できるよう、あらかじめ情報収集に努めたり、連携を図ったりしましょう。

6 私たちが今からできること

気づいていないだけで、学校や職場、あるいは家族などの中にも、性的マイノリティの当事者であると自覚している人や、性的指向や性自認に悩みのある人がいるかもしれません。

一番大切なことは、性のあり方は多様であり、一人ひとり異なることを十分に理解した上で、「個人」として尊重することです。

意図せず誰かを傷付けてしまうことがないように、一人ひとりが行動を少しずつ変えていくことで、当事者だけでなく、誰もが暮らしやすい社会へとつなげていきましょう。



【例えばこんなことができます】

知る

性的指向や性自認などについて知り、どんなことに困っているのか、どんな言動で傷付けてしまうのかを知りましょう。また、性のあり方の考え方は時代とともに変化していくので、常に新しい情報に更新していきましょう。

想像する

「自分の周りにも性的マイノリティの当事者や、自身の性に悩んでいる人がいるかもしれない」と想像し、普段の自分の行動や言動が相手を傷付けていないか、勝手な決め付けをしていないかなど気を付けましょう。

表明する

「アライ」は、性の多様性について理解し当事者を応援する人です。自らがアライであることを表明することは、当事者にとって安心感を与えることにもつながります。

【参考】多様な性に関する相談窓口



○ 性的マイノリティ専門窓口

性的マイノリティの専門知識を持った職員が悩みに寄り添います。

よりそいホットライン (運営：一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)
電話：0120-279-338 (24 時間受付) ※ガイダンスが流れたら「4」を押してください。
SNS チャット：『困りごと情報提供』セクシュアルマイノリティの相談 https://form.comarigoto.jp/sexual_minority 受付…24 時間 / 返答…水・金・日 16～22 時 (表記の時間は返答可)

にじいろ talk-talk (運営：NPO 法人北海道レインボー・リソースセンターL-Port)
LINE：@ebx1820z (月 2 回開催) 日時などの詳細については公式ツイッターを参照 (twitter@LLinq2018)

○ 心とからだの健康相談

性的指向や性自認に関する葛藤や自分自身を受け入れられないなどの悩みについて、本人はもちろん、家族など周囲の人も気軽に相談できる公的な窓口です。

こころの健康相談 統一ダイヤル (運営：厚生労働省)
電話：0570-064-556 (北海道立精神保健福祉センターにつながります) (月～金 9 時～21 時・土・日・祝日 10 時～16 時) ※年末年始を除く

○ 人権相談

人権に関する相談ができます。

みんなの人権 110 番・子どもの人権 110 番 (運営：法務省)
電話：みんなの人権 110 番 0570-003-110 (平日 8:30～17:15 まで) 子どもの人権 110 番 0120-007-110 (平日 8:30～17:15 まで)
メール：受付 URL https://www.jinken.go.jp/ (受付は 24 時間、後日電話かメールで回答) ※回答に時間を有するため、急ぎの場合は電話相談をお勧めします。

<p>網走市人権擁護委員による人権相談 (主催：釧路地方法務局北見支局)</p>
<p>日時：毎月第2、第4水曜日の13時から15時 場所：市役所2階市民相談室</p>

○ 職場におけるセクシュアルハラスメント相談

解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題の相談ができ、性的指向や性自認に関するハラスメントも対象としています。

<p>総合労働相談コーナー (運営：北海道)</p>
<p>北海道労働局総合労働相談コーナー（女性相談員がいます） 電話 011-707-2700 FAX 011-709-8786 〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階 雇用環境・均等部指導課内</p>
<p>北見総合労働相談コーナー（女性相談員がいます） 電話 0157-88-3982 〒090-8540 北見市青葉町6番8号北見地方合同庁舎 北見労働基準監督署内</p>
<p>労働相談ホットライン：電話 0120-81-6105 (月～金 17時～20時／土 13時～16時) ※日・祝日を除く</p>

○ 法的トラブルに関する情報提供

<p>法テラスサポートダイヤル (運営：日本司法支援センター 法テラス)</p>
<p>電話：0570-078374 (平日9時～21時・土曜9時～7時(祝日・年末年始を除く)) 法的トラブルに関するお問い合わせに対し、適切な法制度、関係機関（法律相談・公的機関窓口等）の紹介をしています。</p>

<p>弁護士法律相談</p>
<p>無料相談窓口の開設：月2回（完全予約制） 場所：網走市役所 網走市民であればどなたでも、法的な解決手段を要する困りごとを弁護士に無料で相談することができます。 完全予約制ですので、申し込み方法などの詳細は市公式サイトや広報紙背表紙などでご確認ください。</p>

<参考文献>

- ・ 監修・著 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT 法連合会）（2019）『性自認および性的指向の困難解消に向けた支援マニュアル（第2版）』、一般社団法人社会的包摂サポートセンター
- ・ 監修 日高庸晴（宝塚大学看護学部教授）『誰もが自分らしく生きられる社会へ レインボーガイドブック』、株式会社現代けんこう出版
- ・ 文部科学省『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』

策 定 令和5年3月

問合せ先 網走市企画総務部企画調整課企画係

〒093-8555 網走市南6条東4丁目

TEL: 0152-44-6111 (代表) FAX: 0152-43-5404

E-mail : ZUSR-KS-KIKAKU-KIKAKU@city.abashiri.hokkaido.jp